

神戸大学法科大学院生用

# タイのインターンシッププログラム

1

TNY国際法律事務所  
(TNY Legal Co., Ltd.)

2017年9月15日

# TNY国際法律事務所の概要

- 商号
- TNY Legal Co., Ltd.(TNY国際法律事務所)
- 共同代表 弁護士 堤 雄史、弁護士 永田 貴久
- 体制
- 日本人弁護士3名
- タイ人弁護士7名
- パラリーガル4名（日本人1名、タイ人3名）
- 主な業務
- ① 進出前の段階における各業種の外資規制や許認可制度のリサーチ、投資や事業スキームの適法性の確認
- ② 進出時の会社設立手続
- ③ 進出後の雇用契約書、賃貸借契約書、合弁契約書、売買契約書、業務委託契約書等の契約書の作成、労務、紛争解決、M&A、企業法務、各種法律相談等
- ④ 知的財産業務、翻訳業務
- 関連事務所
- クアラルンプール：TNY Consulting (Malaysia) Sdn. Bhd.。ミャンマー：SAGA国際法律事務所（SAGA ASIA Consulting Co., Ltd.）。大阪：永田国際特許事務所



# 第1. インターンシッ プの概要

## インターン受入れの目的

タイにおける日系法律事務所の業務やタイのメンバーと一緒に仕事を行う経験を通じて、海外における働き方や日本人の存在意義を学ぶ。また、現地での生活を通して、タイの文化や日本との違いなどを学ぶ。

将来、海外（特にタイ）で働く人材の育成に寄与したいと考えています。

したがって、将来は海外で働くことを検討している人を積極的に受け入れます。

## インターンまでに行って頂きたい事項

### 1. ジェトロのHP

以下のジェトロのHPに掲載されているタイの基本情報、進出方法など基本的事項についてはご自身で読み込んで来て頂くようお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/>

### 2. 当事務所のHP

当事務所のHPに当事務所の基本的な業務内容やタイ関連の情報を掲載しておりますのでこちらにも事前に目を通して下さい。

<http://www.tny-legal.com/>

### 3. 英語力の向上

原則として、業務は英語で行うため、できる限り英語力を向上させた上でお越し下さい。

## 基本事項

### 1. 業務時間

月曜日～金曜日（午前9時～午後5時30分）

### 2. 勤務場所

オフィス（1401/4, Floor 14th, 1 Glas Haus Building, Sukhumvit Rd, Klongtoey-Nue, Wattana Bangkok 10110）

### 3. 言語

社内の公用語は英語（タイメンバーは基本的にタイ語及び英語のみであり、日本語は話せないため）

### 4. 服装

男性の場合、パンツにシャツのスタイルであれば問題ありません。ネクタイやジャケットは普段は不要ですが、1着はあった方が良いでしょう。

女性の場合、オフィスカジュアルであれば問題ありません。ジャケットは普段は不要ですが、1着はあった方が良いでしょう。

# インターンの受け入れ実績

2016年12月以降（2017年9月11日時点）

- ▶ 日本人の受入人数 1名
- ▶ 早稲田大学

# インターンの主な業務

1. 法令のリーサーチ業務
2. 英語と日本語の翻訳業務
3. 法令の解説記事作成のドラフト
4. 過去の案件のリーサーチ
5. マーケティングの補助
6. 所内でのプレゼンテーション

# インターン期間中の実施予定行事

1. 日系企業の工場訪問
2. タイで活動している国連機関又はNGOの訪問
3. タイの政府機関（DBDなど）訪問
4. 事務所のメンバー全員での食事会
5. タイに駐在する日系企業の駐在員の方との食事会

# 食事会及び事務所旅行の写真



# 第2. タイでの生活

# 治安

アジアの他国と比較しても、タイの治安は良い方です。

1人での移動も特に危険はありません。

しかし、夜9時以降にタクシーを利用する場合は、慣れないうちはなるべく知り合いなど複数で利用するようにして下さい。特に女性は夜間の一人でのタクシー利用は避けて下さい。

# インターン中の滞在先としてお勧めのホテル

事務所から約5分～10分程度の「S Box Sukhumvit Hotel」がお勧めです。部屋は広くはないものの、機能的に作られており、また新しく清潔です。簡単ですが、無料の朝食もあります。



# 食事

タイ料理は、辛いものもありますが、比較的日本人にも食べやすいものが多いです。

バンコクには世界中のありとあらゆるレストランが集まっているため、タイ料理に飽きたら他の国の料理や、日本食を楽しむこともできます。



## 観光地（バンコク）

バンコクで観光といえば、まず3大寺院（「エメラルド寺院」「ワット・ポー(涅槃仏寺院)」「ワット・アルン(暁の寺)」）が定番です。いずれもチャオプラヤー川沿いにあり、ボートで川を渡ればアジアの情緒を感じられることでしょう。



# 観光地（タイ）

ホアヒン、プーケットなどのビーチリゾートや、チェンマイを始めアユタヤやスコークタイなどの古都も観光地として有名です。



## 観光地（近隣国）

タイからミャンマー・ベトナム・シンガポール・ラオス・マレーシアまでおよそ1時間から2時間で行くことが可能なので、土日でタイ以外の国の観光も計画できます。



# 第3. 過去のインターン生 のメッセージ

# 1. 佐々木四史

インターン期間：1か月半（週2～3回程度）

応募動機：国王の崩御という出来事や生活する中で感じた日本とタイの法律の違い・国民の意識の違いなどから、タイにおける政治と法律の関心に興味がありました。

社会的基盤である法律を扱うことで理解を深めたいと思ったため、法律事務所のインターンに惹かれており、折角なら、英語を使って業務がしたいと思っていたので、公用語が英語のところを探しており、TNY国際法律事務所でのインターンに応募しました。

インターン中の主な業務：BOOK REVIEW（タイに進出日系企業向けに法律関係や政治関係をまとめたもの）の作成、通訳

- ▶ BOOK REVIEWの作成に携わることができ、目的であった「タイの法律と政治の関係性」における理解が深まりました。タイに外資企業が進出するにあたり、外資の従業員数に対して現地対人の採用人数が何人だとか、建物の所有権はもてるが土地の所有権はもてない等、様々な決まりがあり、政治や歴史背景に考えを巡らせたり、日本と比較しながら働くことができ有意義な時間でした。業務自体は、量も多く、馴染みのないタイの法律ということで骨の折れるものでしたが、わからないところは現地弁護士に質問しながら進められ、刺激的で良い経験になりました。
- ▶ 学業と他のボランティア活動の関係で勤務日程が不規則になりがちでしたが、臨機応変に対応してもらえ、働きやすかったです。
- ▶ タイ人スタッフと一緒に働くという環境も新鮮でした。勤務時間含め、ランチタイムや帰り道に色々話し、親睦を深め、タイ人の転職文化等の仕事観も感じることが出来ました。

# お問合せ先

- ▶ TNY国際法律事務所 (TNY Legal Co., Ltd.)
- ▶ 1401/4, Floor 14th, 1 Glas Haus Building, Sukhumvit Rd, Klongtoey-Nue, Wattana Bangkok 10110
- ▶ TEL +66(0)2-117-0798(Office)
- ▶ Email: [info@tny-legal.com](mailto:info@tny-legal.com)
  
- ▶ <http://www.tny-legal.com/>